

A21 死産および流産に係る収入は非課税となりますが、人工妊娠中絶に関しては医療に該当するもののみ非課税となります。

死産および流産に係る収入のうち、保険医療に係る部分については「医療に係る収入」ということで非課税となります。その他のものについては「助産に係る資産の譲渡等」として非課税となり、結果として死産および流産に係る収入は非課税となります。

人工妊娠中絶は、「助産に係る資産の譲渡等」に該当しないため原則、消費税は課されます。保険医療に係る部分は、「医療に係る収入」なので非課税になります。